

【別紙 2】

審査の結果の要旨

氏名 娜鶴雅

本論文は二〇世紀初頭、清末から中華民国前期にかけての近代裁判制度形成過程を「司法資源」の視角から考察したものである。ここにいう「司法資源」とは近代裁判制度形成に向けられた財源と人材とを指す。

清末以降中華民国の時期にかけて、中国はその法制度をそれまでの律を頂点とするものから近代西洋型のものへと改めた。この過程を研究する中国近代法史研究は、それより以前の固有法を研究する法制史研究や中華人民共和国法研究に比べると蓄積の薄い分野であった。しかし、近年この分野においても活発な研究が行われるようになっており、本論文はそのひとつに数えられるべきものである。

従来の研究の重点は、立法史を中心とするものであり、清末には、中央に大理院、各省には高等審判庁、府には地方審判庁、州・県には初級審判庁（または郷讞局〔きょうげんきょく〕）の四級の裁判所を配置することが目指されたものの、民国初期には初級審判庁は廃止され、県知事が司法を兼理する「県知事兼理司法」制度（または「行政兼理司法」）が採られるようになったことは多くの著作で論じられている。また、そうなった原因は財源の不足にあったことも触れられてきた。しかし、どの程度に財源が不足し、また、人材が不足したのかについては、全体にわたる実証的な研究がなかった。さらに、裁判制度形成が順調に進まなかったことは、清朝の延命策としての側面や中華民国における政情の不安定から論じられるのが一般で、上記県知事兼理司法制度その他の対応策は必ずしも十分には論じられてこなかった。本論文は、この研究の空白を埋めるべく、財源と人材との不足及び近代裁判制度形成が順調に進まなかったことへの対処の策を資料に基づいて検討を行っている。その上で、清朝及び民国前期北洋政府は、司法資源が不足していることを認識した上で、県知事兼理司法を採用せざるを得なかったが、他面で県知事兼理司法を管理して、司法の公正性を一定程度維持しようとしていたという結論を得ている。

以下、論文の要旨を述べる。

全体は、序、第一章から第三章の本文、結語からなる。

まず、序において課題が設定され、主要な先行研究の整理、主たる資料の紹介が行われている。

第一章においては、清末・民国前期の司法に関する財政が論じられている。清末、とくに日清戦争後は軍事費、賠償金支払い、借款返済などで財政赤字が膨大な額となり、近代司法制度形成に必要な経費の確保に困難が伴う様子が、新たな財源確保の試みとあわせて、東華録・文献通考・文書資料・官報、財政関係の先行研究をもとに述べられている。この財政的不足により省の官衙が置かれる省城や開港地に審判庁を設置するだけでも容易ではなかった。この状況は中華民国になっても変わることはなかった。むしろ軍閥が割拠し、地方で徴税した収入が省から中央に送金されなくなり、中央直轄の財源しか頼れず、その財源も関税や塩税は対外借款のために外国人の管理下におかれ、手にすることができたのは、返済にあてた余額のみであった。こうした状況のもとでの司法経費についても、司法公報や官報などを用いて論じている。清末以上に財政的な困難にあったため、民国政府は一九一四年に初級審判庁設置を断念し、県知事兼理司法の制度が採用された。

第二章においては、清末・民国前期の人材（論文は「司法人員」の語を用いている）確保の状況を論じている。清末には、大理院、京師各級審判庁、直隸省各級審判庁の官制が定められた。また、法院編成法と直隸省の官制及び上奏文とに基づき地方において必要な司法人員数（浙江省、広西省、全国省城・開港地について）を試算している。全国省城・開港地だけで約二〇〇〇名、著者がひく清朝続文献通考によれば全国では五万名であり、司法人員の養成は急務となった。法律学堂の設置、留学、各省課吏館仕学速成科などでの教育が始められ、司法官試験も始められた。しかし清末において新たな法学教育を受けた人材は必要とされる数に遠く及ばなかった。民国になってもこの状況は変わらなかった。上述のように初級審判庁設置が断念され、すでに設置されている初級審判庁は廃止され、また、設置予定であった地方審判庁のうち三分の二が廃止されることとなった。解雇された司法人員は研修を受けた後試験に合格すれば採用されることとなった。県知事兼理司法の制度が採られたことにより、県知事のもとで司法事務を行う承審員がおかれることとなった。承審員となるための条件は司法官よりも低いものであったが、全国的に県知事兼理司法の制度が採られることとなったため、承審員の不足も新たな問題となった。

第三章においては、清末・民国前期の裁判手続が刑事事件を中心に論じられている。清末において、初級審判庁は、笞、杖、人命に関わらない徒などの適用の可能性のある事件及び一定額以下の民事事件を受理し、地方審判庁は、人命に関わる徒、流、死などの刑の

適用がある事件及び一定額を超える民事事件を受理するものと定められた。高等審判庁は第二審裁判所、大理院は第三審（終審）裁判所であった（一定の事件を一審として扱う場合を除く）。審判庁が設置されなかった地域では、旧制どおりであった。民国初期においても状況は同様であった。一九一三年には初級審判庁を設置していない県には「審検所」を設置し、「幫審員」を置くこととした。それでも必要な経費をまかなうことができなくて実現できず、翌年の県知事兼理司法の制へと移った。京師においては県に地方審判庁の分庭と刑事簡易庭とを置き、初級審判庁が担うはずであった任務を負うこととなった。また、管轄域の広い省においては、高等審判分庁が地方審判庁内に置かれる旨清末の法院編成法は定めていたが、この制度は民国においても受け継がれた。県知事兼理司法の制度は創設後、司法の独立の観点から批判され、また、県公署内に県司法公署を置き、裁判官を設置するという制度も一九一七年に制定されたが普及しなかった。審判庁が設置されない地域についての対処は清末以来行われ、地方審判庁及び高等審判庁の死刑判決については確定すればそれにつき上級の裁可を経る必要がないとされる一方で、審判庁が設置されていない地域の旧制による死刑判決についてはすべて大理院に書面で送られて審理されることとされ、覆判制度と呼ばれた。さらに、秋審（清代には死刑に二種あり、直ちに執行すべきである死刑判決と秋にもう一度検討する監候とがあり、その後者についての制度）も改められ、旧制通りの場合にのみ秋審制度が適用されることとなった。民国になると覆判は高等審判庁によって担われることとなった。また、適用される範囲も死刑判決以外に懲役刑にまで拡張された。

結語においては、上記の議論が整理され、財政的要因と人材不足とから県知事兼理司法の制度が設けられたが、それに対する対処もまた行われたという結論が述べられるとともに、省ごとの詳細な研究及び民国後期すなわち国民党統治期や中華人民共和国成立初期についての研究は今後の課題であるとする。

以下、本論文の評価に入る。

本論文の長所の第一は、清末・民国前期の財政上及び人材上の不足を資料に即して検討したことである。清末に構想された近代的司法制度は財政上及び人材上の困難から実現できず、このことは民国期も同様であるといったことは、これまでも一々資料で証明はしないが当然のことと受け取られてきた。しかし本論文はそれを歴史資料をひろく調べ、中央レベル・京師・直隸や若干の地方の範囲ではあるが一定程度明らかにした。北京・南京・

上海・台北・東京・京都の文書館や図書館を精力的に調査し、また、官報・公報・文献通考・東華録などの資料も調べている。

第二は、財政上の理由により採られた県知事兼理司法の制度は、従来、近代法制形成の不徹底さを示すものとしてのみ扱われてきたが、本論文においては、そのことの問題点は清朝も民国前期北洋政府も自覚しており、そのための対処の措置として覆判制度や普及しなかったものの県司法公署などの制度が採られたことを詳細に指摘していることである。このことは、本来の趣旨とは異なる臨時の措置が制度として定着するパターンのひとつを示すものであり、制度形成過程研究にとって一定の寄与をなすものである。

しかしながら、本論文にも短所がないわけではない。第一には、清朝及び民国における財政を中心とした政治過程への考察に欠ける点である。清末に定められた官制及び上奏文から示される必要経費と定員とをもとに司法資源の不足を述べるが、それらの官制や上奏文自体が内容においても過程においても合理的なものであったのかについての考察があればさらに説得力を持ったであろう。また、清末・民国期は司法制度形成以外にも多くの分野で資金と人材とを必要としたのであり、その中でどれだけが司法制度形成のために向けられたのかということへの検討も行われれば、本論文の説得力を増すことができたであろう。

第二に、財政的不足や人材の不足は官制、上奏文、官報、公報など歴史資料の提示とともに示されるので、読者にとっては読みづらく、また、表五は司法公報に掲載されて以来しばしば論文に引用される組織図であるが、これも煩雑でわかりにくいものである。図や表の形で工夫して示せば、より読みやすいものとなったであろう。

但し、これらは、今後の研究によって改良し、完成度を高めることができることがらであって、結語に示された今後の課題とあわせて、これからの著者の研究の進展によって達成可能なことであり、本論文の意義と価値を大きく損なうものではない。

以上から、本論文の筆者が自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識をそなえていることは明らかであり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。